

# 熱中症予防管理者 教育

## 管理者と労働者の教育が必要!!

●熱中症による死亡災害の多くで初期症状の放置や対応の遅れがみられることから、重篤化させないための対策が必要となり、労働安全衛生規則が改正され、作業場所での熱中症の早期発見や重篤化を防ぐための対策が事業者に罰則付きで義務付けられました(改正省令は裏面参照)。また、令和8年度、高年齢労働者の労働災害防止対策を**努力義務**とする改正労働安全衛生法の施行を受け、**熱中症リスクの高い高年齢労働者の熱中症予防**に向け、**エイジフレンドリー補助金**など、企業や業界団体への支援が強化されます。

●熱中症予防管理者(作業に応じた適用すべきWBGT(暑さ指数)基準値の決定等)には、次の教育が求められ、関係労働者に対する教育も必要です。



科 目	範 囲	時 間
1 热中症の症状	・熱中症の概要・職場における熱中症の特徴・体温の調節・体液の調節・熱中症が発生する仕組みと症状	30分
2 热中症の予防方法	・暑さ指数(WBGT)・作業環境管理・作業管理・健康管理・労働衛生教育・熱中症予防対策事例	150分
3 緊急時の救急処置	・緊急連絡網の作成及び周知・緊急時の救急措置	15分
4 热中症の事例	・熱中症の災害事例	15分

※本講習では、中央労働災害防止協会のテキスト「熱中症を防ごう～熱中症予防対策の基本～」を使用して、「管理者教育」(関係労働者教育も兼ねる)を実施し、**熱中症予防管理者教育修了証**を交付します。

(職場における熱中症予防基本対策要綱:基発0420第3号・令和3年4月20日、令和7年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱 令和7年2月28日制定)

### 1. 開 催 日

(第1回)令和8年4月10日(金) / (第2回) 令和8年5月1日(金) / (第3回)令和8年5月26日(火)  
(第4回)令和8年6月10日(水) / (第5回) 令和8年7月1日(水) / (第6回)令和8年8月26日(水)

### 2. 講習時間 13時~17時

### 3. 会 場 エル・おおさか(大阪府立労働センター) 南館

### 4. 受講料金 (テキスト代含む)

会員※ 8,360円 内訳【受講料6,000円+消費税(10%)600円、料金1,760円(消費税込み)]  
※大阪労働基準連合会・支部及び大阪府下の労働基準協会会員

非会員 11,660円 内訳【受講料9,000円+消費税(10%)900円、料金1,760円(消費税込み)]

### 5. 申込み方法等 当連合会ホームページ参照



【公式】LINEはじめました!  
友だちになって最新情報を  
GETしよう



厚生労働省 大阪労働局長 登録教習機関(登録第1号)  
公益社団法人 大阪労働基準連合会

〒 540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4階  
TEL : 06-6942-7401 Hp : <https://www.daikiren.or.jp/>



# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令について(概要)

## 1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第22条第2号において、事業者は、高温などによる健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととされており、具体的には、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第617条の規定に基づき、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えること等が義務付けられている。
- しかしながら、近年、熱中症による死亡災害は年間30人を超え、労働災害による死者数全体の約4%を占めるなど、その対策が重要となっている。また、熱中症による死亡災害のうち、その原因の多くには「初期症状の放置、対応の遅れ」が見られるが、現行法令上、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐための対応については定めがない。
- このため、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために必要な対応を事業者に義務付けることとする。

## 2. 改正の概要

- 事業者は、熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業を行うときは、異常を早期に発見するため、作業に従事する者が熱中症の自覚症状がある場合や作業に従事する者が熱中症による健康障害を生じた疑いがあることを見つけた場合にその旨を報告させるための体制を整備し、関係者に周知しなければならないこととする。
- 事業者は、熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業を行うときは、作業中止、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症の症状の重篤化を防ぐために必要な措置の内容及びその実施手順をあらかじめ定め、関係者へ周知しなければならないこととする。

## 3. 根拠条項

- 法第22条第2号、第27条第1項

## 4. 施行期日等

- 公布日:令和7年4月15日
- 施行期日:令和7年6月1日